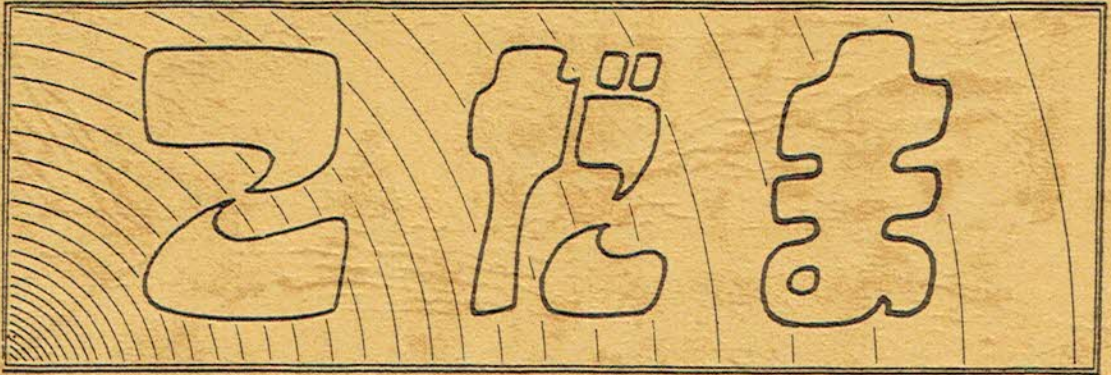


埼玉県行政書士会上尾支部機関紙



第 12 号



埼玉県行政書士会上尾支部

事務局 / 上尾市富士見 2-3-24
TEL (048) 775-2383

目 次

支部管内ウォッチング	2
行政書士の実力アップに大切な支部活動	
支部長 長島 敬一	4
街頭無料相談	5
上尾支部の活動	6
上尾支部事業報告	8
特別研修会報告 会社に関する行政書士の実務的業務	
友光 富雄	9
三つの驚きと感謝を	10
草加支部 富岡 綾子	10
“知識の泉 惜しみなく”	11
寺崎 三義	11
誌上実務研修 入管法と在留資格制度	12
荒岡 克巳	12

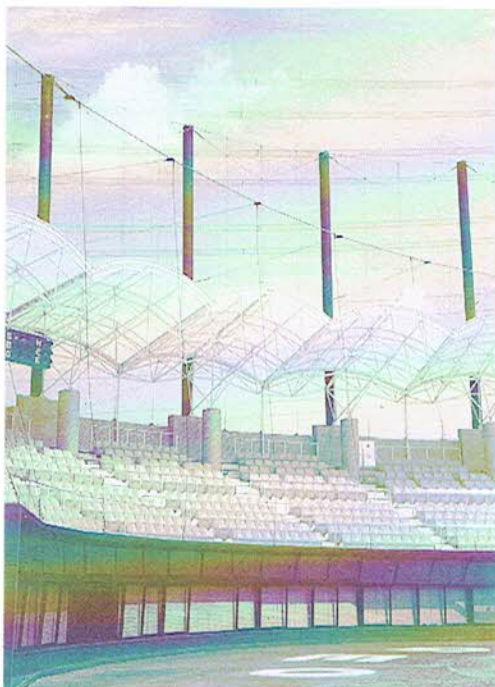
会員のひろば

今日雑感	14
染谷 正文	14
“大当たり”のあげお祭り	15
柴田 勉	15
日常雑感	
『天網恢恢疎にして漏らさず』（老子）	15
佐藤 光正	15
竹の響き	
—琴古流尺八古典本曲の楽しみ—	16
神澤 健（吸盟）	16
土地登記簿上にある地積（公図面積）と地積測量図	
荒岡 克巳	17
街頭無料相談に参加して	19
斎藤 保	19
平成10年度埼玉県行政書士会表彰者	20
いよいよスタート！会館建設	20
会員消息	21

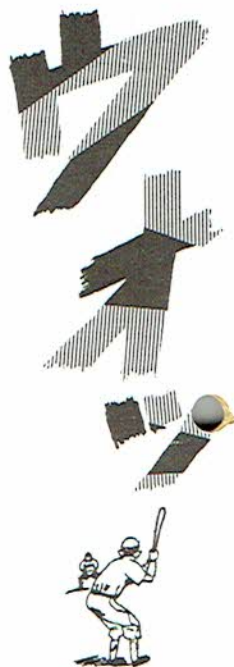
支部管内



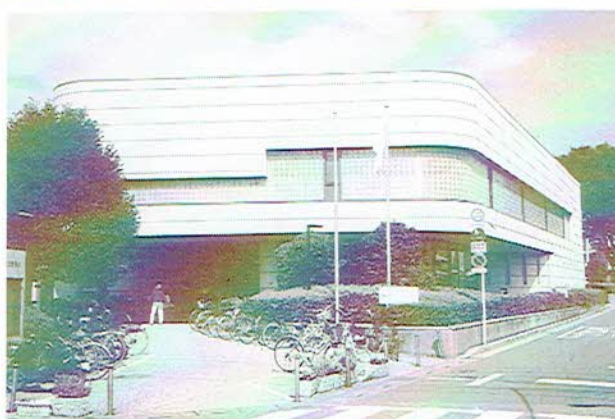
▲上平公園内上尾球場入口
(上尾市菅谷)



▶上尾球場グラウンドから
観客席を望む



▲県立県民活動総合センターとニュー
シャトル羽貴駅を結ぶ専用バス



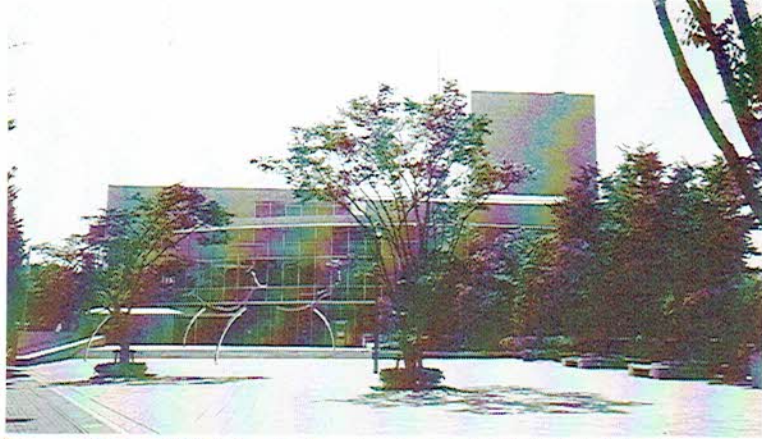
▲知識と情報の発信地 上尾市立図書館 (上尾市上町)

▶電柱を地下に埋設し、景観の
スッキリした上尾駅東口停車
場通り (上尾市宮本町)



街

伊奈



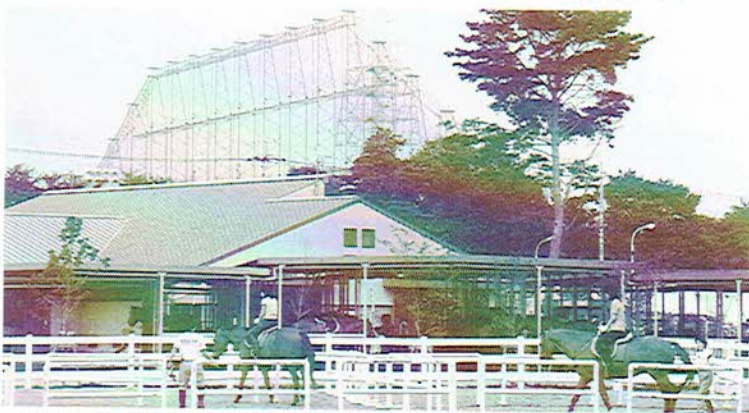
▲埼玉の文学活動の拠点 さいたま文学館（桶川市若宮）



▲平成10年度いなほ祭（学園祭）のシンボル



▲21世紀の“人”を育てる県立伊奈学園総合高等学校



▲KDD乗馬クラブクレイン伊奈（伊奈町小室）



▲国際学院伊奈高等専修学校（伊奈町小室）

行政書士の実力アップに 大切な支部活動

支部長 長 島 敬 一

最近の上尾支部の活動の様子を一口に言い表わすとすれば「総合的活動」「立体的な活動」を目標に着々と成果を積み上げて来ていると云えるでしょう。

即ち、上尾支部を構成している上尾市、桶川市、伊奈町の二市一町の行政区内の行政書士会員が一致協力し、行政書士のPR、業務の拡充に積極的に参加して来ている状況を見てもうなずけます。

それは、地区別活動や業務別研究会等、会員の要望をまとめながら、更に他の支部に呼びかけて開催している「行政書士特別研修会」、上尾、桶川、伊奈の各役所内に設置し毎月一回定期的に実施している「行政手続無料相談コーナー」等、すべてが具体的実践活動そのものであり、地域活動重視の支部活動の展開です。

特に新しく入会された会員の方々の支部活動への協力は熱心で、従来からの役員との交流、相互理解も円滑で、支部全体として良い結果になっていると思います。

行政書士の業務は市広く、関係する役所の窓口は多方面にわたるため、ともすると目標を見失いがちになりますが、本年度新しい活動として上尾駅コンコースで開催した「相続贈与・遺言・遺産分割協議書街頭無料相談」の様に、より具体的なテーマで市民、住民のニーズに

応じた相談

活動等を全

面に押し出した実践活動をねばり強く行っていくならば、行政書士への認識と理解も強くなって来るはずですよ。

さて、私たちの業務をとりまく環境、中でもOA化の速度はスピードを増して来ています。

行政書士の書類の作成、提出代行業務もコンピューターによるペーパーレス化、オンラインによる申請行為などが現実となりつつあります。

従って、これからの行政書士は、何よりも業務内容に精通し、充分理解をした上で顧客とのコンセンサスを高め、説得力のある経営指導、相談業務の充実の上に立って、コンピューターを使いこなす能力が求められると思います。

上尾支部の活動も以上の観点から、変化する社会の現実を見極め、支部の特徴を生かして、会員一人一人では困難な問題を組織の力で補いながら、より一層会員に役立つ活動をすすめて行きたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。



▲事務局前に立つ支部長

街頭無料相談

平成10年度の新しい事業として「相続贈与遺言街頭無料相談」を4月11日（土）と9月5日（土）の午後1時から4時まで実施しました。

会場の土尾駅西口デッキでは、支部会員が手分けして相談員とチラシの配布をしました。

新聞や市報で街頭相談を前もって知っていた人もあり、両日とも大勢の人達が相談に訪れました。切実な相談も多く、相談する人も相談員も真剣そのもので、張りつめた空気が漂う場面もしばしばありました。

行政書士のPRと住民サービスとして意義ある催しとなりました。来年度からは桶川や伊奈地区でも実施したいものです。



▲大盛況の相談コーナー（9月）



▲相談者も相談員も真剣そのもの（9月）



▲長島支部長の説明を聞く相談者（4月）



▲チラシは毎回800枚配布（4月）



▲相談を担当した会員の皆さん（4月）

■相談件数 4月11日 15件 9月11日 21件

上尾支部の活動

平成9年～
平成10年

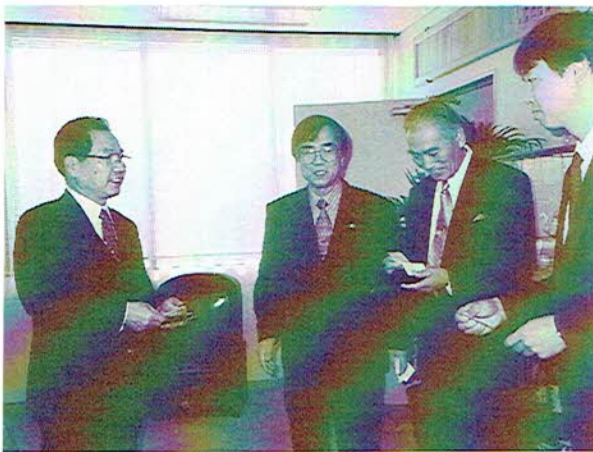
行政改革にともなう規制緩和、インターネットによる書類申請、業務のOA化など、行政書士を取り巻く状況も大きな変化の時期にさしかかってきました。今こそ支部活動を通して会員相互の情報交換、研修による資質の向上、支援などが望まれます。当上尾支部はこれらの諸情勢を踏まえて種々の事業を行ってきました。



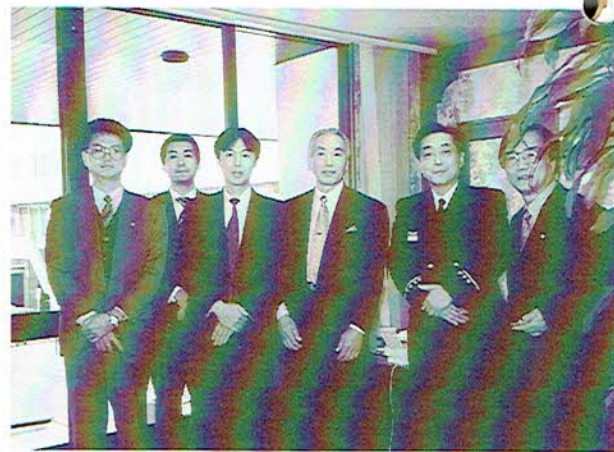
▲平成10年度定時総会
於イコス上尾（平成10年5月8日）



▲行政書士制度強調月間で管内の役所をまわり
行政書士の理解とPRを行う 於上尾市役所



▲新年挨拶まわり 於上尾税務署



▲新年挨拶まわり 於伊奈町役場

上尾支部事業報告（主要）

（平成9年5月～平成10年9月）

年月日	項目	内容	年月日	項目	内容
9. 5. 24	県定時総会出席	代議員	20	第6回特別研修会	
6. 15 ～16	支部研修旅行	塩原温泉	12. 11	忘年会	桶川ゆ～ワールド
7. 3	特別研修会開講式	「会社に関する行政書士の実務的業務」	15	公安業務部会	
7. 10	研修会	車庫証明 講師 木村意久氏	20	第7回特別研修会	上尾支部管内諸官庁
7. 17	法人業務部会		10. 1. 6	新年挨拶まわり	
7. 24	第2回特別研修会		1. 22	第8回特別研修会	
8. 1	伊奈地区会員懇談会	於伊奈町本区区民会館	2. 19	第9回特別研修会	
8. 7	建設業務部会		3. 5	一般業務部会	
8. 21	第3回特別研修会		19	第10回特別研修会	閉講式
8. 28	公安業務部会		29	年度末レクリエーション	両神村神佑館界隈
8. 31	ビールまつり	於武蔵野商事会議室	4. 11	街頭無料相談	於上尾駅西口デッキ
9. 1	こだま11号発行		5. 8	平成10年度定時総会	於イコス上尾
9. 1 ～30	監察月間活動	支部管内ポスター掲示、窓口指導	23	県定時総会出席	代議員
9. 25	第4回特別研修会		6. 14 ～16	支部研修旅行	伊香保温泉
9. 30	一般業務部会		6. 18	特別研修会開講式	建設業許可申請の実務
10. 16	第5回特別研修会		7. 16	第2回特別研修会	
23	研修会	建設業変更届 講師 長島敬一支部長	7. 22	健康診断	於浅間台会館
30	桶川地区会員懇談会	加納公民館	8. 20	第3回特別研修会	
11. 8 ～9	あげお祭り参加	於ゆりが丘公園	30	ビールまつり	於武蔵野商事会議室
18	法人業務部会		9. 1 ～30	監察月間活動	支部管内ポスター掲示、窓口指導
			9. 5	街頭無料相談	於上尾駅西口デッキ
			9. 17	第4回特別研修会	

毎月1日 桶川市役所「行政書士相談」
毎月第3火曜日 上尾市役所「行政手続無料相談」

毎月第3水曜日 伊奈町役場「行政手続無料相談」
毎月21日 支部車庫証明委員会



▲上尾市主催「相談業務担当者研修会」に支部会員も参加（平成10年3月20日）

長島支部長、齋藤（保）副支部長 上尾市長より表彰される

上尾市制施行40周年記念「市政功労者表彰式」が去る10月3日上尾市福祉会館の記念式典でとり行われました。上尾支部長長島敬一氏は「市民福祉の向上」、副支部長齋藤保氏は「納税思想の普及」につとめたことが認められ、功労者として表彰されました。

会社に関する行政書士の実務的業務

総務部長 友光 富雄

平成9年度、上尾支部主催、長期特別研修「会社に関する行政書士の実務的業務」を、平成9年6月から平成10年3月まで、月一回延10回にわたって、上尾市福祉会館において実施しました。

その概要を報告します。

今年度で7回目を迎えたこの特別研修は、私達行政書士を始め、各士業をめぐる国際化、自由化、規制緩和等が叫ばれる情勢下で企画され、行政書士の業務拡大、収益増大、ひいては社会的地位の向上等一層の研鑽が望まれる状況のもとで実施されました。

上尾支部、近隣支部はもとより、遠く埼玉、埼玉北、東西入間等県内各地から、新人、ベテランを問わず、総勢53名が参加、毎週40名以上の受講者で、講師の長島敬一先生（上尾支部長）を始め、公証人、専門家、実務者等の熱心な指導のもとに、活気あふれる研修会となりました。

〔概要〕

1. 日程等

- 平成9年6月から平成10年3月まで
月一回、計10回。
- 時間 午後6時から9時まで
- 会場 上尾市福祉会館

2. 参加者

- 支部内外希望者 53名
(支部会員 20名 近隣支部 33名)



▲第9回講師 県書士会
広報部長 菅原広巳氏



▲第2回講師 公証人
海老根進氏

○毎回出席率 7割以上

3. 経費

- 会費制 参加者の会費で賄った。
- 会費 参加者一人当たり 10,000円

4. 講師

- 公証人、税理士、中小企業診断士、土地家屋調査士、上尾市職員、行政書士等

5. 内容

○主な内容

会社の設立から登記までの具体的諸手続きと注意点を始め、類似商号調査、定款作成、認証、議事録作成等。

また、会社の就業規則と社会保険制度および会社経営における決算と税務申告、経営分析等会社をめぐる諸問題、新人からベテランに至るまで共感を得られた内容となったと思われる。

6. 成果

私達行政書士業をめぐる社会情勢も大きく変化する時代に突入した。

平成9年度は、政府の行政改革委員会、規制緩和小委員会が突如論点公開した「行政書士による書類作成業務独占の廃止」のなげかけは、私達行政書士の最大の関心事となり、情報の交換、対応等に憂慮せざるを得ない事態となりました。

こうした情勢のもとで、上尾支部主催の「行政書士の実務的長期特別研修」開催は、時宜を得たものとなったのではないのでしょうか。

平成3年度から取り組んできたこの長期特別研修も今回で7回目を迎え、年々盛況となり、県下各地より希望者が集い、研鑽、交流の場となりつつある様に察せられます。

参加された方々が、更に交流を密にし、業務の拡大と行政書士の資格と社会的地位の向上に寄与されることを期待します。

終りになりましたが、毎回企画、実践して指導をいただいている長島敬一上尾支部長と事務局に改めて謝意を表わし報告と致します。

三つの驚きと感謝を

草加支部 富岡綾子

平成9年度上尾支部特別研修会に初めて参加させていただきました。主人宛に頂いた研修会の通知、「会社に関する実務的業務」という内容に、私のほうがあつかましくも飛び入りで参加させていただきました。



▲体験発表をする富岡綾子氏

私の業務の中、特に運送業を手掛けるとき、まさに「会社に関する知識」がかなりのレベルまで必要なことを痛切に感じていました。そんな時、渡りに船？と思い躊躇しながらも少しの勇気を出してエイ、ヤッ！とばかりに上尾支部に飛び込んでみました。

そこで、見るもの聞くもの初めての体験にビックリ！、まず最初の驚きは、地図を頼りに会場到着。すると、中国語教室？時間間違えたかしら？とおもいきや、なんと講師は長島支部長でした。次の驚きは、「行政書士の歌」です。「強く大きく」を初めて聞いたとき、なるほどなるほどと妙に感心してしまいました。三番目はもちろん研修内容です。

会社に関する具体的且つ実践的な内容で、その上あれだけのバラエティーに富んだ方向性を持たせた研修内容に驚いたのはきっと私だけではないと思います。

講師の先生方の貴重なノウハウのご披露、そして、何よりも長島支部長の話術と力強い講義に圧倒されました。強く大きく…まさに歌のとおり、永年培われた知識をおしみなく

特別研修会報告

ご指導頂けた事により、自分の不足部分を確認できた事と、これから取り組む課題がクリアになったような気がします。

行政書士としてのクライアントに対する姿勢、役所の窓口での対応の仕方等、これから自分らしく業務展開をしていく上での大きなヒントを沢山いただきました。その上、貴重な資料の数々は事務所のファイルに力強い宝物が増えたような気がします。

そして、数々の経歴をお持ちの先輩方の体験談も大変参考になりました。この上尾支部特別研修会に出会えた事に感謝し、これを機会にまた新しい発見ができれば幸せだなと感じています。

一年間ありがとうございました。

“知識の泉 惜しみなく”

平成9年度特別研修に参加して

寺崎三義

年間10回にわたる特別研修に参加し多くの事を学んだ。

私はサラリーマンとしての天寿を全うし、第二の人生で地域社会に応分の貢献をしたいと考え、平成7年に行政書士事務所を開いた。仕事に必要な知識を得るため、日行連、県、支部の研修には極力参加し、研修の概要の理解に努め、詳細はテキスト、資料を整理しておき“いざ鎌倉”に備えている。知識を得るほかに講師からにじみ出る人生観、生活信条、

年間10回にわたる特別研修に参加し多くの事を学んだ。気配り、話術などに成功のヒントを感じている。

平成9年度特別研修は「会社に関する行政書士の実務的業

▲第7回講師 寺崎三義氏がテーマで、各種の行政手続の知識、依頼者・行政窓口との対話折衝などについて、長島支部長が30年間に近い行政書士活動で蓄積したノウハウのエキスが、巧みな話術と強い信念で裏打ちされて進み出るのに圧倒され、感動した。特に依頼者、行政窓口との対話折衝など本に書いてない実務知識を学べ、多くのヒントを得て有益だった。

閉講式には修了証書の授与と優太郎さん（ビクター歌手、藤間流名取、長島支部長の長女）の出演があり、半月後には参加者名簿が農協、商工会、銀行等に配布された。

毎回研修開始にあたり斉唱される行政書士の歌「強く大きく」（作詞作曲長島支部長）に示されている長島支部長の壮大なロマンと、行政書士の社会的地位の向上、職域開拓の情熱を身近に感じ、歌詞にある“知識の泉惜しみなく”を超多忙の中で心身を削っての実践に敬意を表し、その恩恵に浴したことを感謝し、学んだことの活用と支部活動への参加協力を改めて心に誓うのである。



▲第7回講師 寺崎三義氏

入管法と在留資格制度

〔I. 総説〕

1. 入管法とは

「出入国管理および難民認定法」、1951年制定の旧称「出入国管理令」から1981年難民条約を批准したことにより法律名として改称、その後1989年に大幅改正、1998年9月の変更を経て現行に至る。

2. 入管法の基本原則（外国人の入国や在留について）

- (1) 観光、商用などで訪れる短期滞在者は、ゆるやかな条件で受け入れる。
- (2) 就労活動を行うことを希望するものうち、①専門的知識・技術等を必要とする業務に従事しようとする者や、②一般の日本人では代替できない外国の文化に基盤を有する業務に従事しようとする者は、ゆるやかな条件で受け入る。
- (3) 就労活動を行うことを希望する者のうち、単純労働を目的とする者の受け入れは厳しく制限する。
- (4) 移民は、受け入れない。したがって、日本に永住することを希望する者の受け入れは厳しく制限する。

- (5) 元日本人、日本人、もしくは永住者の家族など家庭的結合を目的とする者については、人道主義的見地から比較的ゆるやかな条件で受け入れる。

3. 広範な「裁量権」

入管法は、在留期間更新許可、在留資格変更許可、永住許可、在留特別許可などについて、「法務大臣は相当と認めるときは（あるいは、相当の理由がある時に限り）…許可することができる」という形で規定しており、入管法上の許可その他の行政処分には法務大臣の裁量権が認められているものが多い。

〔II. 入国査証と在留資格認定証明書〕

外国人が、有効な旅券を持って日本へ入国する場合は、入国前に在外公館において入国目的を明示した査証（ビザ）を取得しなければならない。査証の発給を受けるためには、日本へ入国しようとする外国人自身が在外公館へ申請することが原則とされている。

在留資格認定証明書とは、日本に入国し在留しようとする（短期滞在を除く）外国人またはその代理人が、あらかじめ法務大臣に対

して、その上陸・在留目的が入管法に定める在留資格に該当していることを証明し裏付ける資料を提出して、その在留資格に該当していることを入国以前に認定されたことを証明してもらうもの。この在留資格認定証明書を在外公館へ提出することで査証は簡単に発給される。

申請取次制度とは、この本人出頭の原則を部分的に免除しようとするもので、一定の企業、学校、行政書士、申請取次対象公益法人等による申請の取次ぎを認めるとともに、これら機関等を通して外国人の在留につき適正な指導を行おうとするものです。

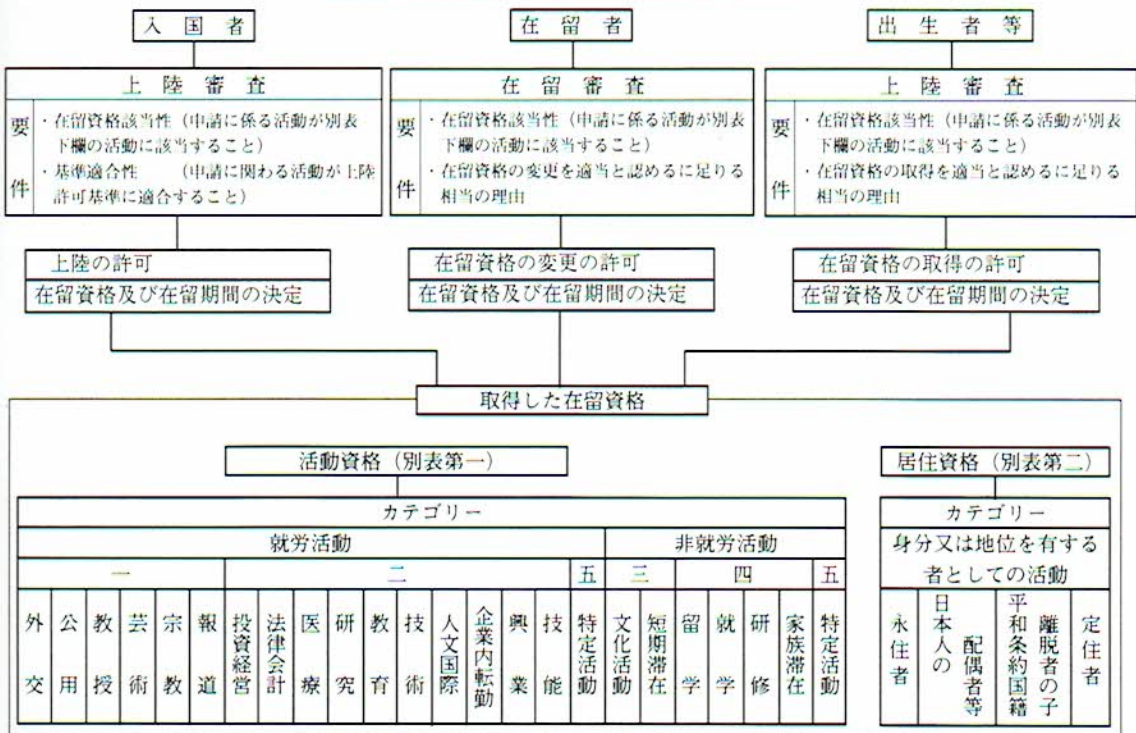
〔Ⅲ. 申請取次制度〕

入管法施行規則によれば、在留期間更新許可、在留資格変更許可などの各種申請を行うとする外国人は、原則として、自ら地方入国管理局等に出頭して申請書類等を提出しなければならないとされています。

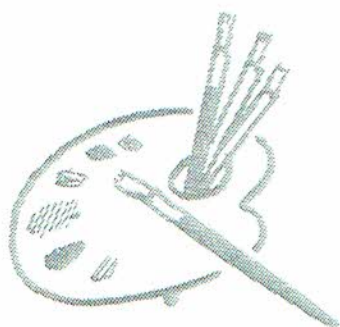
〔Ⅳ. 申請取次行政書士として取り扱うことのできるもの〕

在留資格認定証明書・在留期間更新・在留資格変更・資格外活動・再入国・永住・在留資格の取得。

在留資格制度の概要



会員の 広場



今日雑感



染谷正文

時代の変化に伴い世の中騒然としてまいりました。教育問題に始まり、政、官、財界のすべてに人間性が問われていて、金属疲労の感があります。さらにすべての情報開示が求められていて、価値観多様化が進み、信用、真偽が掴みにくくなっています。

この様な現状認識から、今どんな事が重要か、それは人間社会共存繁栄の原点に一人一人が立ちかえることと思う。

環境問題を考えても、悪影響を及ぼさないため一人一人が工夫することが先決であり、行政などの他人任せの考え方に頼らない努力、工夫を実行しましょう。冒頭の金属疲労原因は、忘れかけた倫理感、社会的規範、他人に対する思いやり、物事の節度感欠如等である様です。

「企業行動のあり方」の著者佐藤千壽氏の

小冊子の表紙画に「竹」があり、竹は「四君子」の一として貴ばれていて、その性“柔軟にして強韌”中が空洞で虚心寛容の徳を示し、然も要所要所に節目があり、節操の固さを現わしているの文言があります。

どんな職業にも社会的規範や道徳基準があり、無視できないのである。

私自身還暦となり、初めてロータリークラブの一員となった今、いろいろ勉強させられています。それなりに自負するところもあり、又足らざる点も多くあることを実感しているところです。更にこの点について自己革新に努め、職業を通じて社会奉仕する機会を多くすることを自覚しています。私事で申し訳ありませんが、スポーツを媒介として、友人との交りから、体力、挑戦、誠実をモットーとして、社会奉仕できるよう今後精進していきたいと考えています。



“大当たり”のあげお祭り



柴田 勉

11月8日、9日の2日間、第24回あげお祭りが開催されました。埼玉県行政書士会上尾支部の参加は、5回目とのこと。

ゲームコーナー（射的）と相続・贈与・遺言に関する無料市民相談、一見ミスマッチに思える企画は、ひと張りのテントに両日で1500～2000人の来場を呼びました。

パン！パン！パン！両日で発射された弾は4430発、命中して商品を手にとり御満悦のお子さんがいれば、射落とせないお子さんから鉄砲を取り上げて自分が熱中するお父さん、お母さん。微笑ましい光景が見られました。

コルクの弾は当たると痛いのです。標的になった者でないと？わかりません。

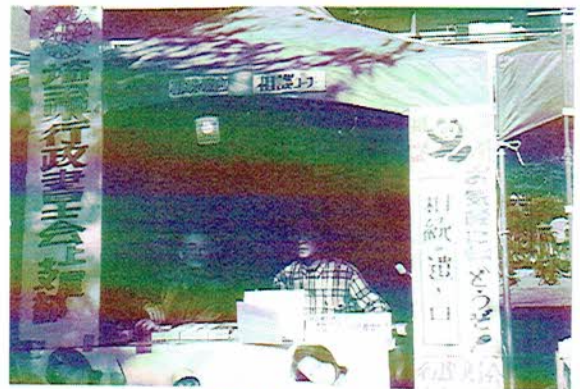
実は、準備の段階で長島支部長が「列ができて、交通整理をするようになる」とおっしゃるのを、？マークで聞いていたのです。射的といえばひなびた温泉街のイメージであり、行政書士の業務とどのようにつながるのか。

こう書いては申し訳ないのですが、会場には閑古鳥の鳴く相談コーナーもありました。その中で当上尾支部のコーナーは大盛況、大成功となりました。

近年の高度な技術内容からすると、まだまだ

だ一般市民にはその存在が知られていない行政書士。“待ち”の行政書士でなく“街”の行政書士になるための一歩として、また、市民とのふれあい、出会いを求めていく活動として極めて有効だったのではないのでしょうか。

また、8日には歌手の優太朗さん（ピクチャーエンターテイメント）が上尾支部のコーナーにおみえになり、業務内容一覧・支部会員名簿一覧の配布に協力いただき、堅い土業に“花”の様子、思わず一緒に記念撮影におさまってしまった今回初参加の私でした。末筆ですが、参加の場を与えて下さった長島支部長はじめ役員・関係者の皆様に感謝いたします。



▲好天に恵まれたあげお祭り

日常雑感

『天網恢恢疎にして漏らさず』

（老子）



佐藤 光 正

昨今の新聞の一面を賑わす政官財界の破廉恥な事件の続発はただただあきれるばかりである。こんな時世のせい、表題の故事というか、

ことわざが妙に心にこだましているのである。念のためことわざ辞典をひもといてみると『天罰は免がれない。一見、天（神仏に置きかえてもよい）が張りめぐらした網の目は広々として粗いが、悪いことをしたものは一人も漏らすことなく処罰される。天道は厳正であって、悪事をすればいつかは必ず悪い報いがある』というのである。

私はこのことわざについていろいろと思いをめぐらしてみた。それは天が張りめぐらす網は、何も法律という網にかけて処罰するだけの意味ではなさそうである。悪事又は罪を犯しながらも法の網をくぐり抜けられたり、又時効の問題もある。このことは人によっては運、不運に、法の正義と公平さに欠くと嘆く人もあるだろう。もともと法の運用の中に、一罰百戒の目的もあるのだから、追及には限度がある。それでは、このことわざで言う「一人も漏らさず」という意味は、どこにあるのだろうかと考えてみると、実はもっと深い味わいのあるものであることに気が付く。

確かに悪事に対する法の裁きには限界がある。しかし法の訴追を受けないとしても、明らかに悪事を働いた人に若し良心があるならば、心のどこかで人を欺しても自分は欺せないと思っているに違いない。ここに反省もするだろうし、密かに償いの気持があるのであれば、これすなわち天の裁きと言えるのではないか。

しかし、一方において悪事を行っても良心も又反省もなく、たまたま法の裁きを受けな

い事を幸運と考えているような人間はどうか。こういう人間はそれを自分の才覚と心得ているかも知れない。然しこういう人は、取り巻く回りの人々（親族を含め）にとって、はなはだ迷惑な存在でひんしゅくを買い、それ故に対人関係においては対立し易く緊張の連続で、つまるところ何日かは心のバランスを崩し、体も蝕まれ、決して幸せな人生を完う出来ないのではないか。これも天の裁きの一つで、実はこれが一番厳しいものではないかと思ったりする。と、まあここまで書いて一人で納得し、溜飲の下げついでに冷えたビールを楽しむ今日この頃である。

竹の響き

—琴古流尺八古典本曲の楽しみ—



神澤 健（吹盟）

昨年、20余年のサラリーマン生活から行政書士へと転じ、今迄以上に尺八との関わりが深まったように思います。私は、昔から吹奏楽器が好きで、中学から大学時代を通じて、クラリネット、サクソホーン、フルートなど演奏していましたが、就職してからは忙しさにとりまぎれ遠ざかってしまいました。しかし、10数年前NHKテレビで放映していた「尺八のおけいこ」という番組をきっかけに、再び古くて新しい楽器尺八に出会い、その時講師をされた山口五郎先生（東京芸大教授、

現在は人間国宝)に師事することとなりました。

けいこは週に一回、先生のお宅に伺い、譜面台(机)を挟み差向いに正座し、一回目は一緒に吹いて頂き、二回目は先生が唱譜されるのに合わせて私一人で吹くこととなります(その時、譜面は一枚を私の方に向けて置いていますので、先生はまったく逆から見ている状態にあります)。先生の音色はとても艶やかで豊かなので、一緒に吹いていただいていると、丸でその中に包み込まれているようで、こちらもゆったりとした気持で吹くことができます。

尺八には色々な流派(琴古流、都山流、竹保流等々)があり、また楽曲の種類も、尺八のみで演奏されるように作られた曲(本曲といえます)と、ほかの楽器との合奏のための曲(外曲といえます。たとえば、琴、三味線との合奏曲は三曲といえます)があります。それぞれ特徴があり、見るおもしろさ、美しさを持っていますが、私が特に引かれるのは琴古流の古典本曲です。

琴古流本曲は、元来禅宗の一派である普化宗に属する虚無僧たちの一種の宗教音楽であったと言われていています。しかし、現在は、そのことを強調した内容のけいこをすることはありません。ただ、私自身練習する時は、たとえば、お経をあげるのに似て、上手、下手ということより、できる限り自身の気持を落ち着かせ、ゆったりと心を込めて吹くよう努めています。



琴古流本曲は36曲伝えられ、各曲の持ち味があります。まだ、それぞれの曲を自分のものとして吹くまでには至りませんが、部分的なところで、例えば、子供の頃の夏の夕暮れの情景、海の波の変化の様、若鳥の羽ばたく様子など、自分にとってなつかしいイメージを浮かべながら吹くことが楽しく感じられます。

尺八は真竹の根元の部分で作られており、その音色は柔らかく、また吹き方で息を感じさせることができるので、洋楽器には無い、自然ととけ込んだ味わいを出すことができます。

二年前に、私は師範を許されて「吹盟」の雅号を授かり、尚日々楽しく竹に向かっていますが、一人でも多くの方に竹の響きの素晴らしさを知って頂きたいと思っています。

土地登記簿上にある地積 (公簿面積)と地積測量図



荒岡克巳

各地方方法務局に備え付けられている簿冊の中に土地登記簿(以下登記簿謄本)と地積測量図がありますが、行政書士が取り扱う業務のうち開発行為や農地転用など、土地に係わる許認可申請に添付書類とされる登記簿謄本

と、これに密接に関連する地積測量図の読み方について、これまでの体験談をお話ししてみたいと思います。

多くの先生方は、既にご存知の事と思いますが、登記簿謄本に示されている地積（公簿面積）は、実際の面積とは一致しない場合があります。これを法務局での調査段階で複合的に調べることでおおよそわかります。

まず、調べたい土地の地番が、元番か枝番のついている地番であるか？（例：壱〇番、壱〇番壱等）着目します。そして、枝番がある土地の場合は、登記簿謄本の表題部に「〇〇番から分筆」という記載と「登記の日付」が、概ね昭和35年～39年以降であれば、地積測量図が綴られている場合があります。

そこで、地積測量図の閲覧をしてみます。地積測量図の簿冊に同地番が綴られており、かつ求積されている土地であれば、過去に実測した経緯があるということで、公簿面積は実際の面積と誤差は少なくなります。但し、綴られている地積測量図の作成年月日によってかなり判断が変わってきます。

つまり、作成された年代・段階により面積に‘誤差’の影響があるということです。

あくまでも目安ですが、まず、昭和50年代後半の作成であるかどうか？（この頃、著しい測量技術の変革があったため、距離および面積の精度が数段良くなった。）。

次の段階として平成5年4月以降の作成であるか？（殆どの土地が公道に接していることが多く、その公道の境界確定をしなくては

分筆等の申請が法務局側に受理されなくなり、地積測量図＝確定測量図となった。→それ以前は、公道の境界確定は任意となっていた。）

一方、その調べたい土地の同地番が、簿冊にない場合（地番が元番のままの土地＝未だ実測されたことのない土地）、もしくは相当古い時期に分筆された場合などは、公簿面積と実際の面積は、殆ど一致しないと考えられます。但し、例外的に登記簿謄本の表題部中に「国土調査による成果」または「区画整理による換地」などと記載されている場合は、地積測量図が綴られていなくても現地の実測は行われています。→これも、前掲同様に作成された時期が影響します。

以上、土地登記簿謄本の公簿面積は、地積測量図との相関関係を調べることにより、ある程度の状況を判読することが出来ます。そして、調査初期段階でそれを把握することにより、その後の打ち合わせや相談において速やかに対応を図る事も可能であると私は認識しております。

中国人日本語コンテスト 審査委員に

長島支部長（国際中国語学院理事長）は、去る10月17日中国北京で開催された北京市第12回青少年日本語コンテストの審査委員（7名）の一人として選ばれ、中国の大学教授等で構成された審査委員の中で、只一人の日本人として重責を果たされました。

街頭無料相談に参加して



齋藤 保

平成10年9月5日(土)午後の上尾駅コンコースにおける「相続・贈与・遺言・遺産分割協議に関する街頭無料相談」に参加しました。その概要と感想を述べたいと思います。

まず、上尾駅の乗降客は予想どおり西側利用者が非常に多い状況にあることを実感し、今後の東側開発が待ち遠しい限りです。

相談① 祖母(89才)と嫁が連れ立っての相談は、祖父の遺産相続(宅地250㎡は祖母所有のため除外)の際に争い(子供3人)があったので、祖母の相続時には二度と争いが無いように遺言しておきたい。祖父は生前常に俺が先に死んだら特定の子供1人に必ず「宅地を相続させよ」と言っていたのでそれを守りたいためです。

答 遺言の普通方式には3種類ありますが、公正証書遺言にすべきです。しかし、遺留分を主張された場合を考慮する必要があります。

相談② 紳士(52才)の相談は、父の遺産相続の際の争い(母、子供3人)が現在も続いており、母の相続発生まで分割協議しな

いとの見のために、不動産は「無い方が気楽だね」と母が心配しています。母の相続時には土地210㎡と家屋は欲しいが、争いは二度としたくないので、アパートに住んでも良いから市役所に寄付したい。

答 寄付も良いが、折角父が残した財産なので分割協議で共有取得し、その譲渡代金を按分し今後の生活に利用した方が賢明でしょう。

土地の価格が高い、面積が分筆できる程大きくない、兄弟姉妹の争いを回避し、今後も仲良く付合っていくためにはどうすべきか、相続問題は避けて通れない道であります。皆それぞれ大変な苦勞をしているため、解決の早道は相続人の相互理解が大事である事を痛感せざるを得ません。遺産分割協議が社会の重要課題であることを再認識した次第であります。

俳句

事務局
蛭川 那智子

中国旅行にて

宿題を抱へし子等や秋澄めり
梨量る農婦の指の細きかな
新涼の空一刷毛の雲を置き
虐殺の碑あまたカンナ咲く
瑠璃色の天壇そびゆ夏木立
炎天の長城遙か蜻蛉舞ふ



平成10年度埼玉県行政書士会表彰者（上尾支部）

（平成10年5月23日）

顕彰規程第3条第1項第3号該当

（支部の役員経歴通算6年以上の者）大木富士夫

顕彰規程第3条第1項第4号該当

（本会の会員として通算15年以上の

業務経歴があり他の模範となる者）石田 治正

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

市川 俊夫

榎本 幸雄

大河戸 清

太田錠太郎

小高 敦郎

黒巣 繁

斎藤 一男

斎藤 之幸

斎藤 俊子

顕彰規程第3条第1項第4号該当

（本会の会員として通算15年以上の

業務経歴があり他の模範となる者）染矢 正文

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

同 上

会長感謝表彰

同 上

同 上

同 上

同 上

大道喜久男

高橋 良吉

仲野 功

生田目六壽郎

早川 敏夫

横山 仁司

荒岡 克巳

石倉富美子

内田 淳一

寺崎 三義

綿永 一雄

※各項目ですでに表彰された者は今回の表彰対象から除かれています。

いよいよスタート！会館建設

長年の目標であった「埼玉県行政書士会会館建設」は、用地の取得も終え（平成10年6月1日契約）、会館建設に向けた準備が進められています。また、9月22日開催の理事会に於いて現況報告があり承認されました。概要はつぎのとおりです。

●建設用地 浦和市仲町3丁目11番11号

（現在の行政書士会事務局と武道館との間の道を北に約40～50m進んだ左手前の角地）

●土地面積 約120㎡（約36坪）ほぼ正方形

●用途地域 商業地域 建ぺい率90%

●建物概要 重量鉄骨作り3階又は4階建

●用地取得及び建築費用の資金繰り 会館建設積立金及び金融機関からの借入金。

借入金の返済には会館建設積立金、当会事務局の家賃、理事会等の会場費相当額を充当。従って、会員からの特別徴収、会債発行、会費の値上げ等は一切行わない。

会館には資料室や理事会、部長会、各部委員会等の会議室も設けられ、会員のための部屋等も作られる予定であり、利用しやすい会館になるものと期待が大きい。

（長島 敬一）

会 員 消 息



【入 会】

光 岡 重 明 氏

事務所 上尾市瓦葺尾山台団地5-25-403

電話 048(721)6787

F A X 048(721)6787

登録日 平成10年2月2日

行政書士として扱っている主な業務

- ①法人設立
- ②食品営業許可
- ③旅券発給申請
- ④融資申込
- ⑤道路使用許可申請
- ⑥会計記帳、決算書類作成
- ⑦自賠償保険請求

行政書士になる前の職業 会社員

趣味 旅行

信条、好きな言葉など

巧詐は拙誠に如かず

佐 々 木 隆 氏

事務所 北足立郡伊奈町栄1-22-16

電話 048(721)5757

登録日 平成10年4月10日

行政書士として扱っている主な業務

研修中

行政書士になる前の職業 団体職員

趣味 読書、山歩き

信条、好きな言葉など

俯仰して天地に愧じず

花 井 正 彦 氏

事務所 桶川市泉2-19-50 3-510

電話 048(786)2555

F A X 048(786)2555

登録日 平成10年7月10日

行政書士として扱っている主な業務

- ①自動車新規登録
- ②自動車移転登録
- ③自動車抹消登録
- ④自動車変更登録

行政書士になる前の職業 国家公務員

趣味 スポーツ

【退 会】

鳥海 努氏 (9年12月退会)

石田 治正氏 (10年5月23日逝去)

渡部 廣氏 (10年7月10日逝去)



齋藤之幸氏著書出版

当支部会員齋藤之幸氏は、業務の傍ら多数の本を出しています。単独の著書が20冊、共書、大学の通信教育等を含めると60冊位になるとのこと。

殆どが中間管理職の自己啓発や人事労務のノウハウ本、『部下を育てて自分を伸ばす』（講談社）、『めざせ社労士』（日本能率協会）、『社会保険労務士』（かんき出版）はロングセラーになっているそうです。

現在執筆中の本は『西郷隆盛を動かした言志四録』（仮題）という自己啓発本で、来年春に出版予定とのこと。不安定な世の中にあって、私たちに元気を与えてくれるような本を期待しています。

内田淳一氏国際交流で活躍

上尾支部の若きホープ内田淳一氏は、上尾市国際交流協会の交流渉外委員会の委員長に就任しました。上尾市の国際交流の第一線でのご活躍に大いに期待したいと思います。

交流渉外委員会の主な事業としてAGF (AGEO GLOBAL ASSOCIATION) サロンを2ヶ月に一回開き、諸外国の人たちとの交流を続けています。当日は「外国人無料法律相談」も実施。行政書士会東松山支部の柏昌宏氏が外国人登録等の相談を担当しています。

また、年に1～2回上尾市福祉会館で交流パーティーを実施。各国の人が集まってお国自慢の歌や踊りで楽しいひとときを過ごしています。



土屋知事と握手する優太郎さん

の目をアツクして、その
から各地を評判になり、益々
わがまちが栄えい、更に
のりだ。
優太郎さん「彩の国ふれ
あひ音頭」は、地元の歌として
誇りに思えるもの、それだけ
に知事表彰はうれしい、長
きに感謝いたします。

彩の国ふれあひ音頭
優太郎さん知事表彰
上尾市の歌「優太郎さん」の歌詞が、上尾市に
出た。市の内政、文化、産業、教育、福祉、環境、
に貢献したとして、1月8日、も積極的に行い、お世話を
知事公館で、土屋知事表彰感謝状を授けられた。この
状を授けられた。
優太郎さん、4月、歌謡には特定の地名は、
埼玉歌を題材にした「彩の国ふれあひ音頭」が、
ふれあひ音頭を指導、優太郎さんの歌が歌われて、

▲埼玉中央よみうり
平成10年2月13日より

優太郎さん知事表彰される

長島敬一事務所の補助者で、歌手としても活躍している優太郎さん（本名 長島優香）が、「彩の国ふれあひ音頭」の歌で埼玉県のイメージアップに協力したとして、平成10年1月8日県知事公堂に於いて、土屋知事から感謝状を受けました。10月には中国北京市においてコンサートを開き大成功をおさめました。ますますのご活躍を期待しています。

上尾市役所のロビーに置いてある『AGF NEWS』に国際交流協会の催しもの等が掲載されています。一度参加してみませんか。

●編集後記

業務に情熱を注いでいる人は勿論、地域活動や趣味などで活躍している人等上尾支部には大勢いると思います。自薦他薦を問わず支部事務局にお知らせください。「こだま」への提言、感想等もお待ちしています。

埼玉県行政書士会上尾支部機関誌

こだま第12号

平成10年11月1日 発行

発行人	支部長 長島 敬一
発行所	埼玉県行政書士会上尾支部 〒362-0041 埼玉県上尾市富士見2-3-24
電 話	048 (775) 2383
編集製作	教育文化社 048(774)9166
印刷所	㈱サンビック 048 (774) 6500

このようなときには行政書士にご相談下さい



官公署に提出する書類の作成・提出手続の代行、相談は行政書士が責任をもって行います。

- ① 建設業者に関すること
 - ★建設業許可申請（新規、更新、変更）
 - ★営業年度終了報告
 - ★建設工事入札指名参加資格申請
 - ★経営状況分析申請
 - ★経営事項審査申請
- ② 宅建業者に関すること
 - ★宅建業者免許申請（新規、更新、変更）
 - ★宅地建物取引主任者登録
- ③ 法人設立に関すること
 - ★株式会社、有限会社、協同組合等の設立
 - ★医療法人、宗教法人等の設立
 - ★定款の作成、株主（社員）総会、取締役会議事録の作成
 - ★有限会社から株式会社への組織変更
- ④ 自動車に関すること
 - ★自動車登録申請
 - ★車庫証明手続
 - ★運送業免許申請
- ⑤ 風俗営業等に関すること
 - ★ゲーム場、バー、キャバレー、スナック、マージャン、パチンコ、古物商等の営業許可申請
- ⑥ 相続に関すること
 - ★遺産分割協議書の作成
 - ★財産調査、戸籍調査
 - ★遺言書作成手続
- ⑦ 土地利用に関すること
 - ★農地転用申請
 - ★開発行為許可申請
- ⑧ 会計業務に関すること
 - ★経理記帳事務、決算書類・財務諸表の作成
 - ★借入手続、経営指導（顧問）
- ⑨ 交通事故、社会保険に関すること
 - ★自賠責保険、任意保険、被害者請求・加害者請求
 - ★労働保険（労災保険、雇用保険）社会保険（健康保険、厚生年金保険等）新規加入手続他
- ⑩ その他、権利義務等に関すること
 - ★契約書、示談書、内容証明等の書類の作成
 - ★貸金業
 - ★産業廃棄物の申請
 - ★建築士事務所登録
 - ★電気工事業者登録等
 - ★就業規則作成
 - ★一般旅券申請
 - ★外国人在留資格変更、期間更新許可申請
 - ★帰化申請
 - ★図面の作成
 - ★食品営業許可申請
 - ★著作権の登録
 - ★行政書士業務に関する相談業務

…行政書士会会員でない者は、業としてこれらの業務はできません…



埼玉県行政書士会上尾支部

〒362-0041 上尾市富士見2-3-24 〈長島敬一事務所内〉
TEL 048(775)2383 FAX 048(775)1706